

平成30年度後期分授業料免除の申請要領

私費外国人留学生用

「授業料免除申請のしおり」に記載していることとあわせて、以下の事項に注意してください。

- 後期分授業料免除対象者
私費外国人留学生（研究生・科目等履修生・聴講生等を除く）で、以下にあてはまる者
 - ◆9月・10月入学者
 - ◆年間申請受付後の復学者
 - ◆年間申請受付後、主たる学資負担者の死亡・失職、災害等により家計が急変した者
※年間申請受付時期 在學生：3月下旬 新入生（研究科含む）：4月上旬
- 申請書は、本人が提出するものとし、原則として代理人による提出は認めません。受付時、家計状況について詳しく質問しますので、家族が日本に在住している方は、必ず家族全員の収入状況を把握しておいてください。
- 学力基準及び収入基準（授業料免除申請のしおり P3, 4 に記載）を満たしていなければ免除の対象となりませんので確認の上、提出してください。
 - 1) 新入生は全員学力基準を満たしているものとして扱います。
 - 2) 収入基準について、留学生は独立生計者として、学生本人のみの経済状況（アルバイト、奨学金、本国からの送金、援助）によるものとします。
ただし、家族が日本に在住している場合は家族全員の収入が経済状況となります。
- 不備のある申請書類は受け付けられません。不明な点があれば学生生活支援課へ問い合わせてください。

在學生（特別な事情により家計が急変した者）の提出受付日（9月・10月入學生も提出可）

受付日	受付時間	受付場所
9月21日（金）～9月26日（金）	9：00～17：00	学生生活支援課 授業料免除窓口 （図書館1階西）

9月・10月入學生及び復學者の提出受付日

受付日	受付時間	受付場所
10月1日（月）～10月3日（水）	9：00～17：00	学生生活支援課 授業料免除窓口 （図書館1階西）

注1 上記の受付日に提出できない者は、在學生は9月20日（木）までに、新入生は9月28日（金）までに学生生活支援課に申し出てください。

注2 医学部2回生以上及び医学系研究科、農学部2回生以上及び農学研究科、連合農学研究科の學生は、当該学部等の指定する日に提出してください。

提出受付日終了後は一切提出を受け付けないので、期日を厳守すること。